



原 第 5 6 3 号
平成25年12月24日

中国電力株式会社
取締役社長 荘田 知英 様

島根県知事 溝口 善兵衛
(防災部原子力安全対策課)



原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る
安全対策について（回答）

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）
第6条の規定に基づき、平成25年11月21日付け電原総第21号で事前了解願いのあ
った島根原子力発電所2号機に係る新規制基準適合性確認審査について、原子力規制委員
会へ申請することは今回了解します。

次に、安全協定第6条の規定に基づく最終的な了解は、原子力規制委員会から審査結果
について説明を受け、それに対して島根県議会をはじめ、島根県の安全対策協議会、原子
力安全顧問、松江市や出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた
鳥取県からの意見を聴いて、県として総合的に判断したうえで回答します。

なお、今回の原子力規制委員会への申請の了解に当たっては、下記の諸事項について適
切に対応いただくとともに、別添のとおり出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港
市の意見を踏まえた鳥取県からの意見を添付しますので、適切に対応いただきますよう強
く要請します。

記

- 1 原子力規制委員会の適合性確認審査の状況及び審査により必要となった変更・追加の
対策については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港
市（以下「関係自治体」という。）に対して適切に説明すること。
- 2 関係自治体などに対して、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
- 3 宅道断層の評価など、地震及び津波の想定については、発生規模などの不確実性を十
分に考慮し、常に最新の知見を取り入れ、それに基づく安全対策を適切に実施すること。

- 4 フィルタベントや汚染水対策などのシビアアクシデント対策については、その有効性と影響を適切に考慮して実施するとともに、この点についての関係自治体への説明は特に丁寧に行うこと。
- 5 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織体制、発電所の人員、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、不斷の充実・強化を図るよう適切な取組を行うこと。
- 6 島根原子力発電所の引き続きの安全性向上のため、自主的かつ主体的に対策の実施に取り組むとともに、関係自治体に対しその情報を的確に提供すること。
- 7 原子力災害発生時における防災体制の構築に当たっては、緊急時、あるいは平常時を問わず、関係自治体と緊密な連携を図ること。

(別添)



防災第69号
平成25年12月20日

島根県知事 溝口善兵衛様

出雲市長 長岡秀人



「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る
覚書に基づく県からの意見照会について（回答）

平素より、出雲市の原子力防災行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
平成25年12月13日付、原第545号で照会のありました「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく意見照会につきまして、次のとおり回答いたします。

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく県からの意見照会について（回答）

今回、行われる島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認審査に関する申請については、事業者である中国電力㈱が「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき申請がなされ、原子力基本法に基づいて原子力規制委員会が審査するものであるため、申請を了解します。

ただし、出雲市民の安全と安心を守る立場から、下記の事項を付帯意見として提出します。

記

付帯意見

【中国電力㈱に求める事項】

1. 再稼働の具体的な動きが出るまでに、安全協定を締結すること。（※）
2. 原子力規制委員会における安全性審査については、逐次、規制委員会のホームページ等で公開されているが、専門用語が多く理解が困難であることから、適宜、わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。
3. 福島第一原子力発電所事故に際しては、非常用復水器が適切に使用されなかつたなど、職員が設備を使いこなせない事案もあった。また、今回の安全審査においても、基本は原子力事業に携わる全ての職員が100パーセント機器を使いこなすことが大前提となっている。

このため、重大事故等対処施設を支障なく使いこなせるように人的訓練を十分重ねて、万全の体制を構築すること。

4. 福島第一原子力発電所の事故検証や廃炉作業の中から、地下水対策を含む汚染水対策など新たな知見が得られる場合は、規制基準に盛られる盛られないに関わらず、追加的対応を取ること。
5. 地震や津波及びテロ想定について、常に最新の知見を取り入れるとともに、適切に

県及び周辺自治体に情報提供し、防災・安全対策に反映させること。

6. 広域避難計画について、避難や避難所における避難者への支援等、事業者として最大限関与すること。(※)
7. 新たな計画・申請が行われる場合は、周辺自治体への説明はもとより、住民に対しても説明会を行うなど、丁寧な情報提供に努めること。(※)

【県に求める事項】

1. 出雲市を含む周辺自治体が安全協定を締結できるよう、引き続き必要な支援を講ずること。
2. 今回の安全審査申請と原子炉の再稼働とは全く別の議論であることを、中国電力㈱に明確に回答すること。
3. 安全審査後のロードマップ・スケジュールについては、内容が明らかとなった時点で、県民に対してわかり易く説明すること。
4. 周辺市に意見を求める場合には、時間に余裕をもったスケジュールで行うなどの配慮をすること。
5. 広域避難計画について、安定ヨウ素剤の配布方法や避難手段の確保等、実効性の向上を図る取り組みを、積極的に講じること。
6. 避難に際して主要な避難路となる国道431号線、県道斐川一畠大社線の整備を、積極的に取り組むこと。

【県を介して国に求める事項】

1. 原子力発電所における安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分反映されるよう、新たな制度の創設をすること。ただし、その間の暫定的措置として、電力事業者との安全協定が締結できるよう支援すること(※)
2. 広域避難計画がより実効性のあるものとなるよう、国の関与を強めること。

(※)：県の意見に含まれない事項



安危第276号
平成25年12月20日

島根県知事 溝口善兵衛様

安来市長 近藤宏樹



島根原子力発電所2号機新規制基準への適合性確認申請
事前了解に係る島根県からの意見照会について（回答）

平素から安来市が行う原子力防災対策に格別のご配慮を賜り厚くお礼
申しあげます。

中国電力株式会社から島根県に対して申し入れのあった、島根原子力
発電所2号機新規制基準への適合性確認申請の提出に関し、島根県から
説明のあった取組方針を踏まえたうえで、法律に基づくこのたびの申請
については、中国電力株式会社、原子力規制委員会、更には国にも共通
する要請事項として、下記のとおり意見を付して了解いたします。

なお、安来市としては、市議会をはじめ、住民説明会での意見等を踏
まえ、安来市民の安全安心を確保するためにも、引き続き万一の事態に
備えた実効性ある広域避難計画の策定に必要な取組を国及び県へ要望す
るとともに、中国電力株式会社との安全協定締結を強く求めていく考え
であります。

特に、国においては、原子力発電そのものの安全性の確立は言うまで

もなく、原子力発電所周辺自治体の意見が反映される諸制度の創設、武力攻撃等への対策はもとより、エネルギー政策全般に対する考え方と原子力発電の位置付けを明確にし、その上で国民に対して責任ある説明が必要であると考えております。

また、安来市民の安全と安心を守る立場から、原子力防災・安全対策に対する財政措置も含め、事業者、国及び県それぞれの立場での積極的な関与を強く求める次第です。

記

- 1 適合性確認申請とは別に、原子炉の再稼動については、引き続き協議を行うこと。
- 2 適合性確認審査の過程については、透明性を確保し、周辺自治体及び住民に対して適宜丁寧に説明を行うこと。
- 3 地震などについて、新たな知見が取りまとめられたら、これを速やかにかつ適確に安全対策に反映させること。対応状況についても情報提供を行うこと。
- 4 安全対策については、設備面のみならず、それを適切に使いこなすため平素から訓練を実施するなど、体制を充実強化させること。
- 5 新規制基準にとどまらず、それ以上の安全対策を引き続き講じること。



危 管 第 538 号
平成25年12月20日

島根県知事 溝口 善兵衛 様
(防災部原子力安全対策課)

雲南市長 速水 雄
(総務部危機管理室)



「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る
覚書に基づく意見について（回答）

平成25年12月13日付け原第545号で照会のあった標記の件について、
別添のとおり提出します。

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく島根県からの意見照会への回答

平成25年11月21日付で中国電力株式会社から島根県知事に対して島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条の規定に基づき提出された、新規制基準適合性確認申請に係る事前了解願について、新規制基準に適合しているか否かの判断を行うため原子力規制委員会に申請することについては了解します。

なお、了解するにあたっては、雲南市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されることを申し添えます。

記

付帯意見

【中国電力㈱に求める事項】

1. 再稼働の具体的な動きが始まるまでに安全協定を締結すること。
2. 原子力規制委員会における審査については、その過程も含めわかりやすい表現で情報提供を行うこと。
3. 審査終了後、指摘や修正、追加的措置が必要となった事項について周辺自治体及び住民に対して丁寧に説明すること。
4. 地震・竜巻等を含む自然災害やテロ対策、地下水対策等について新たな知見が得られた場合には、適切に安全対策を講ずること。
5. 安全対策の人的な対応に関して不断の充実・強化を図るよう適切な取り組みを行うこと。
6. 広域避難計画については、事業者の責任としての役割を明確にすること。

【島根県に求める事項】

1. 今回の新規制基準適合性確認申請と、原子炉の再稼働とは全く別の議論であることを中国電力㈱に明確に回答すること。
2. 周辺自治体が中国電力と安全協定を締結できるよう、引き続き必要な支援を講ずること。
3. 安全審査後のスケジュール等について、住民に対してわかりやすく説明すること。
4. 広域避難計画について、実効性の向上を図る取り組みを積極的に講ずること。
5. 周辺市に意見を求める場合には、時間に余裕をもったスケジュールで行うなどの配慮をすること。
6. 国に対して、テロ対策は国民保護の観点であることから、国の責任において万全なる対策を講ずるよう求めること。

【島根県を介して国に求める事項】

1. 原子力発電所における安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分反映されるよう、新たな制度の創設をすること。
2. 広域避難計画がより実効性のあるものとするための道路等の環境整備について、国が責任を持つとともに継続的に支援すること。
3. 雲南市民の安全で安心な生活を確保するために、原子力災害発生時の対策について、多大な事務量の負担も強いられていることから、財政的な措置を講じること。
4. 中長期的なエネルギー政策については、これまでに示されているエネルギー基本計画に則って、安全安心な原子力発電のあり方を確立すること。
5. 将来的な放射性物質の管理について、国の責任において適切な対策を講ずること。
6. テロ対策は国民保護の観点から、国の責任において万全なる対策を講ずること。
7. 地震・竜巻等を含む自然災害やテロ対策、地下水対策等について新たな知見が得られた場合には、規制基準に適切に反映すること。
8. 福島第1原子力発電所事故の原因を更に究明すること。

写

第 201300148744 号
平成 25 年 12 月 17 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

島根県知事 平井 伸治



島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく意見について（回答）

平成 25 年 12 月 13 日付原第 545 号で照会のあったことについて、米子市長野坂康夫 及び境港市長 中村勝治 の意見を踏まえて、下記のとおり意見を提出します。

貴職におかれましては、島根原子力発電所で万が一事故が起きた場合には、県境に関係なく大きな影響を受ける当県の県民の状況も御察しいただき、中国電力株式会社に対する貴県の新規制基準適合性確認申請の事前了解の判断に際して何卒御考慮をお願いいたします。

記

- 1 安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、島根県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 4 宅道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 5 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 6 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。